

- 1 本件申請に係る新たな保険に係る収支について、毎年度終了後速やかに、金融庁及び総務省に報告すること。
- 2 株式会社かんぽ生命保険が、日本郵便株式会社に対して支払った本件申請に係る新たな保険に係る委託手数料について、その考え方、根拠等も含め、毎年度終了後速やかに、金融庁及び総務省に報告すること。
- 3 保険金等支払管理態勢の充実、強化に向け、支払業務システムに関する改善をはじめとする支払管理態勢の水準の向上のための措置及びそれら以外の業務遂行能力、業務運営態勢の充実、強化のために講じた措置の合理性・十分性について、本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、金融庁及び総務省による承認を受けること。

特に、本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、①平成 24 年 11 月 13 日に株式会社かんぽ生命保険が公表を行った保険金の請求案内等に関する事案について、全ての請求案内を実施するとともに、②同月 22 日に郵政民営化委員会に報告した満期保険金等の未払額(約 2,300 億円)への対応計画を策定し、金融庁及び総務省による承認を受けること。また、③これらによって必要となる追加支払について、できる限り速やかに行うこと。上記①の請求案内、②の計画の実施及び③の追加支払の状況について、本件申請に係る新たな保険の引受け後、四半期毎に金融庁及び総務省に報告すること。
- 4 本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、本件申請に係る新たな保険について、顧客ニーズを的確に反映しつつ、経営の健全性を確保した、合理的な販売計画(標準シナリオ、ストレスシナリオ)を提出し、金融庁及び総務省による承認を受けること。
- 5 本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、本件申請に係る新たな保険を含むかんぽ生命の提供する保険商品に係る商品毎の収支を的確に経理する観点から、合理的な商品区分の計画を策定し、金融庁及び総務省による承認を受けること。

- 6 運用態勢・リスク管理態勢の更なる充実のため、上記4の販売計画を基礎として、ファンドマネージャーの採用、運用判断のプロセスやシステムの整備方策等について検討を行い、その体制について、本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、金融庁及び総務省による承認を受けること。
- 7 本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、本件申請に係る新たな保険に係るシステムの改修について、信頼性、安定性が確保されていることについて、金融庁及び総務省による承認を受けること。
- 8 本件申請に係る新たな保険の引受けを行うまでに、本件申請に係る新たな保険契約の内容の適切性について、以下の点に照らして検証し、金融庁の承認を受けること。
 - ① 保険契約者等の保護に欠けるおそれがないこと
 - ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - ③ 公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれがないこと
 - ④ 保険契約者等にとって明確かつ平易に定められていること
 - ⑤ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること
 - ⑥ その他、保険契約者等保護の観点から、金融庁において必要と認めること

以 上